

大学・大学院公開講座研修支援要領

(趣旨)

第1条 この要領は、職員自己研修支援要綱（以下「支援要綱」という。）第5条に定める大学・大学院公開講座研修支援に関して必要な事項を定めることにより、事務の適正化を図ることを目的とする。

(支援対象)

第2条 支援を受けることのできる職員は、船橋市に勤務する常勤の職員（学校に勤務する職員にあっては、市費負担職員とする。）とする。

(講座受講の申込み)

第3条 支援を受けようとする職員は、大学・大学院公開講座研修受講申込書（様式第1号）を当該年度の指定期日までに研修主管部長に申し込まなければならない。

(受講者の決定及び通知)

第4条 研修主管部長は、前条の規定による申し込みがあったときは、予算の範囲内において受講者を決定し、その結果を大学・大学院公開講座研修受講可否決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知する。

(助成金の交付申請)

第5条 支援要綱第5条第1項第1号に規定する費用の助成を受けようとする職員は、前条の決定がされ次第、速やかに支援要綱第9条第1項に定める助成金の交付申請を行うこと。なお、交付申請書に添付する書類の様式は、自主研究グループ研修支援要領に準じるものとする。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第6条 支援要綱第12条に定める実績報告及び助成金の交付請求は、当該研修の完了後1か月以内（完了が2月末日を超える場合は3月末日とする。）に行うものとする。なお、添付する書類の様式は、自主研究グループ研修支援要領に準じるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、大学・大学院公開講座研修支援について必要な事項は、研修主管部長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年6月21日から施行する。

(大学等公開講座研修助成要領の廃止)

2 大学等公開講座研修助成要領は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月14日から施行する。

様式第1号

大学・大学院公開講座研修受講申込書

年 月 日

総務部長様

大学・大学院公開講座の受講にあたり、大学・大学院公開講座研修支援要領第3条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

申込者	所属		職員コード
	フリガナ		
	氏名		
受講コース	大学(院)名		
	コース名		
	テーマ		
受講目的等			
添付書類			

* 1 添付書類は、講座内容及び受講料が確認できる書類を添付すること。

* 2 受講の申込みは、全日程出席できる者に限るものとする。

様式第2号

大学・大学院公開講座研修受講可否決定通知書

年 月 日

申込者 所属 _____

氏名 _____ 様

総務部長

平成 年 月 日付申込みのあった大学・大学院公開講座研修について、下記のとおり決定したので大学・大学院公開講座研修支援要領第4条の規定に基づき通知します。

記

1 公開講座研修の受講対象とします

受講コース	大学（院）名	
	コース名	
	テーマ	

2 公開講座研修の受講対象とはいたしません